

## 資料Ⅲ－７ WTO政府調達協定適用基準額一覧

### 1. 我が国の基準額一覧

#### (1) WTO政府調達協定の基準額

区分	中央政府	地方公共団体	政府関係機関
物品	1,500万円 (10万SDR)	3,000万円 (20万SDR)	1,900万円 (13万SDR)
サービス	1,500万円 (10万SDR)	3,000万円 (20万SDR)	1,900万円 (13万SDR)
建設サービス	6億9,000万円 (450万SDR)	23億円 (1,500万SDR)	日本郵政公社を除くA群に属する機関： 23億円 (1,500万SDR)  日本郵政公社とB群に属する機関： 6億9,000万円 (450万SDR)
設計コンサルティングサービス	6,900万円 (45万SDR)	2億3,000万円 (150万SDR)	6,900万円 (45万SDR)

(注) 上記の邦貨換算額は、令和2年4月1日～令和4年3月31日まで適用

#### (2) 自主的措置上の基準額

政府調達に関する自主的措置として、上記の政府関係機関の物品及びサービスの基準額を13万SDRから10万SDR(1,500万円)に引き下げている。

#### (3) 日・シンガポール新時代経済連携協定及び日・チリ経済連携協定上の基準額

日・シンガポール新時代経済連携協定において(1)の中央政府及び政府関係機関の物品及びサービスの基準額を13万SDRから10万SDRに引き下げることが約束されたことを受け、協定の発効(平成14年11月)に伴い、国内関係法令においても基準額が10万SDRへ引き下げられた。その後、平成19年9月に発効した日・チリ経済連携協定においても、日・シンガポール新時代経済連携協定と同一の基準額となっている。

2. 基準額の各国比較

(単位：千SDR)

区分	日本	米国	EU	カナダ	韓国
中央政府					
物品	100	130	130	130	130
サービス	100	130	130	130	130
建設サービス	4,500	5,000	5,000	5,000	5,000
設計・コンサル ティンクサービス	450	130	130	130	130
地方公共団体	都道府県及び 19 政令指定都市	37 州	全地方自治体	13 州	9 道・ソウル・6 市
物品	200	355	200	355	200
サービス	200	355	200	355	200
建設サービス	15,000	5,000	5,000	5,000	15,000
設計・コンサル ティンクサービス	1,500	355	200	355	200
政府関係機関	114 機関		上水道、運輸 エネルギー	10 機関	24 機関
物品	130	25 万米ドル (7 機関) 400 (3 機関)	400	355	400
サービス	130	25 万米ドル (7 機関) 400 (3 機関)	400	355	400
建設サービス	15,000 (日本郵政公社を 承継した機関を除 く A 群に属する機 関)	5,000	5,000	5,000	15,000
	4,500 (日本郵政公社を 承継した機関と B 群に属する機関)				
設計・コンサル ティンクサービス	450	25 万米ドル (7 機関) 400 (3 機関)	400	355	400

(注) 上記の基準額は、「政府調達に関する協定を改正する議定書」(平成 26 年条約第 4 号)の附属書に基づく。